９．　図書購入

１）研究予算で図書購入する場合の消費支出扱いについて

１．消費支出扱いとする図書の範囲

通常、図書の使用期間が短期間であると予定される下記例示のものは、取得価格の多寡に関わらず消費支出扱いとして取り扱う。また、内容が一時的な価値しかないもの、形態が簡易製本で長期保存に耐えないものなどについては例示に準じて消費支出扱いとする。(平成7年3月8日予算委員会決定)

［例示］　学科で検討

マニュアル〔手引書〕（機械器具等の取扱説明書の類のもの）

規格表〔ＪＩＳ規格〕

加除式の形態のもの

論文投稿規程集

各種年報

各種年表（１か年分または１枚もの）

予稿集

要旨集

講演論文集

国際プロシーディング

商業誌〔雑誌〕（継続購入でないもの）

ジャーナル誌（継続購入でないもの）

✓ハンディな辞書〔辞典・事典〕(大きさが凡そ２２cm以下、２０００ページ以内のもの)

✓新書〔文庫〕

研究所などがワープロで作成した本

対数表

地図（都市地図の類のもの）

時事用語集（「現代用語の基礎知識」の類のもの）

※ＣＤ－ＲＯＭ、英会話テープ等は視聴覚資料として扱い、使用不能となった時点で廃棄処理を行う。（文部省による調査項目の一つに視聴覚資料の所蔵調査があり、掌握する必要がある。）

［＊ソフトウェアおよびバージョンアップについては、会計課で扱う。］

２．購入手続き等

（１）購入請求は、図書購入請求票で行う。

図書資料には、消費支出扱いの表示および整理年月日表示の受入印を押印する。

（２）研究予算で図書を購入する場合は、会計課で研究費の予算振替を行い処理する。